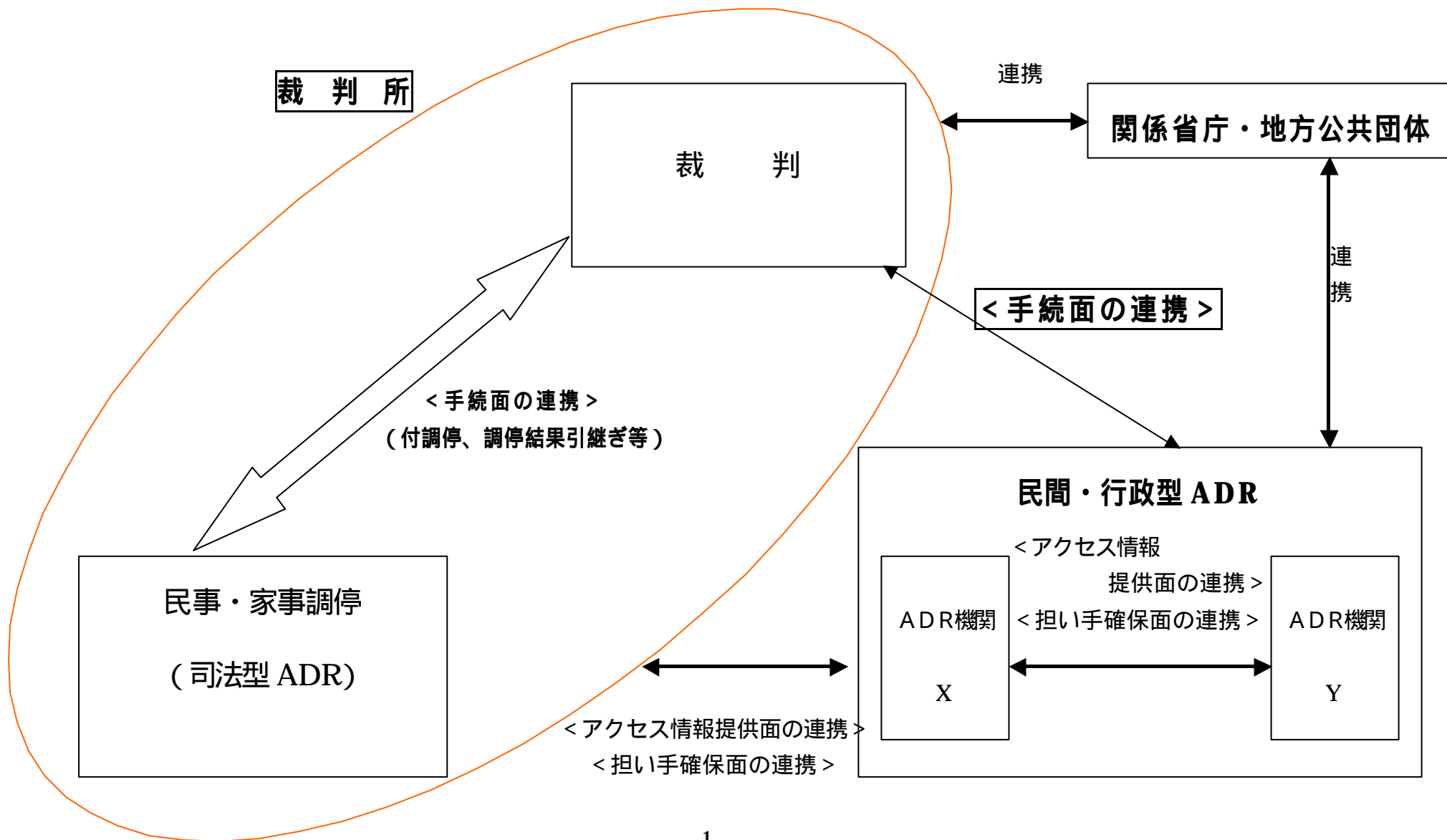


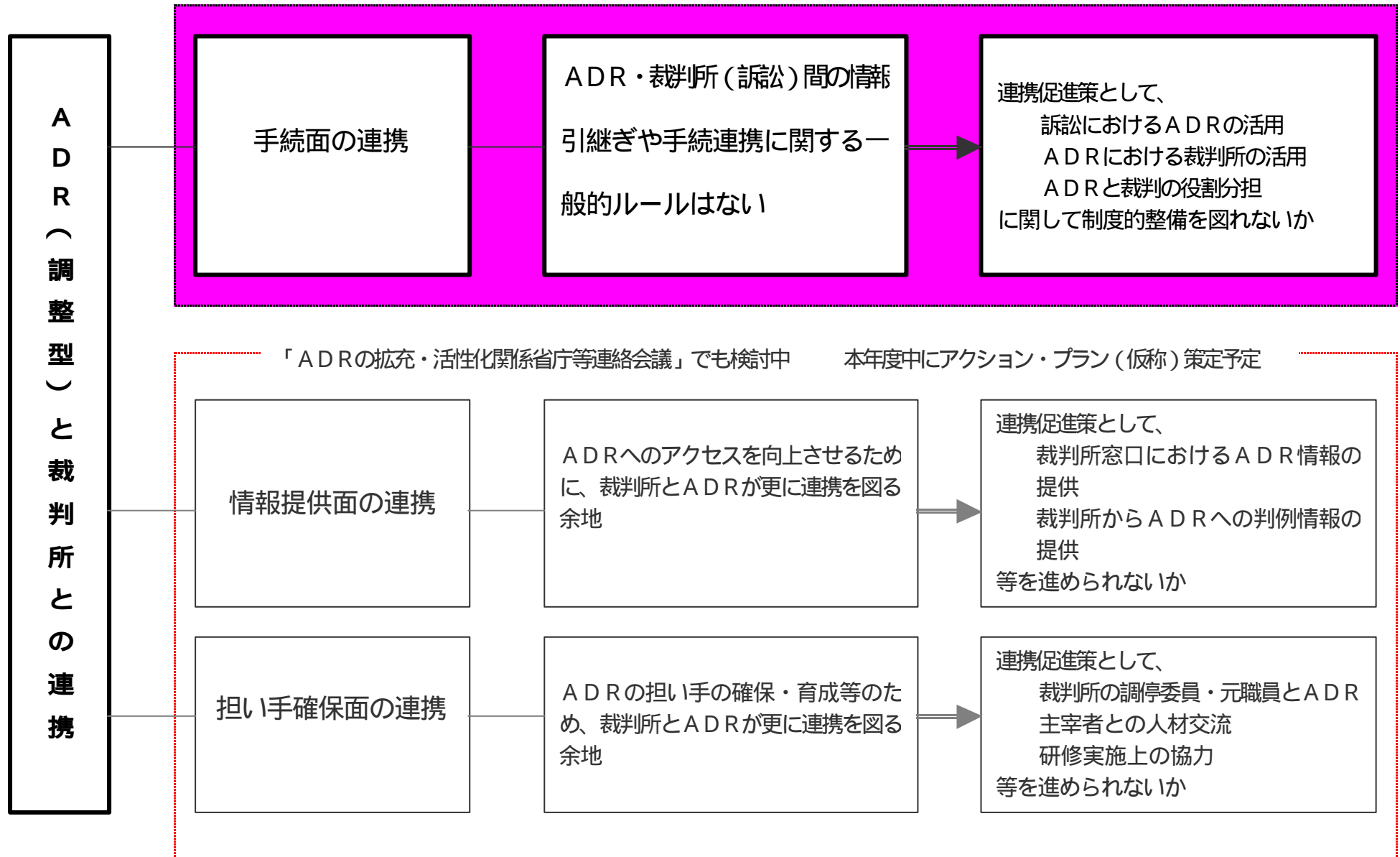
説 明 資 料

(裁判手続との連携)

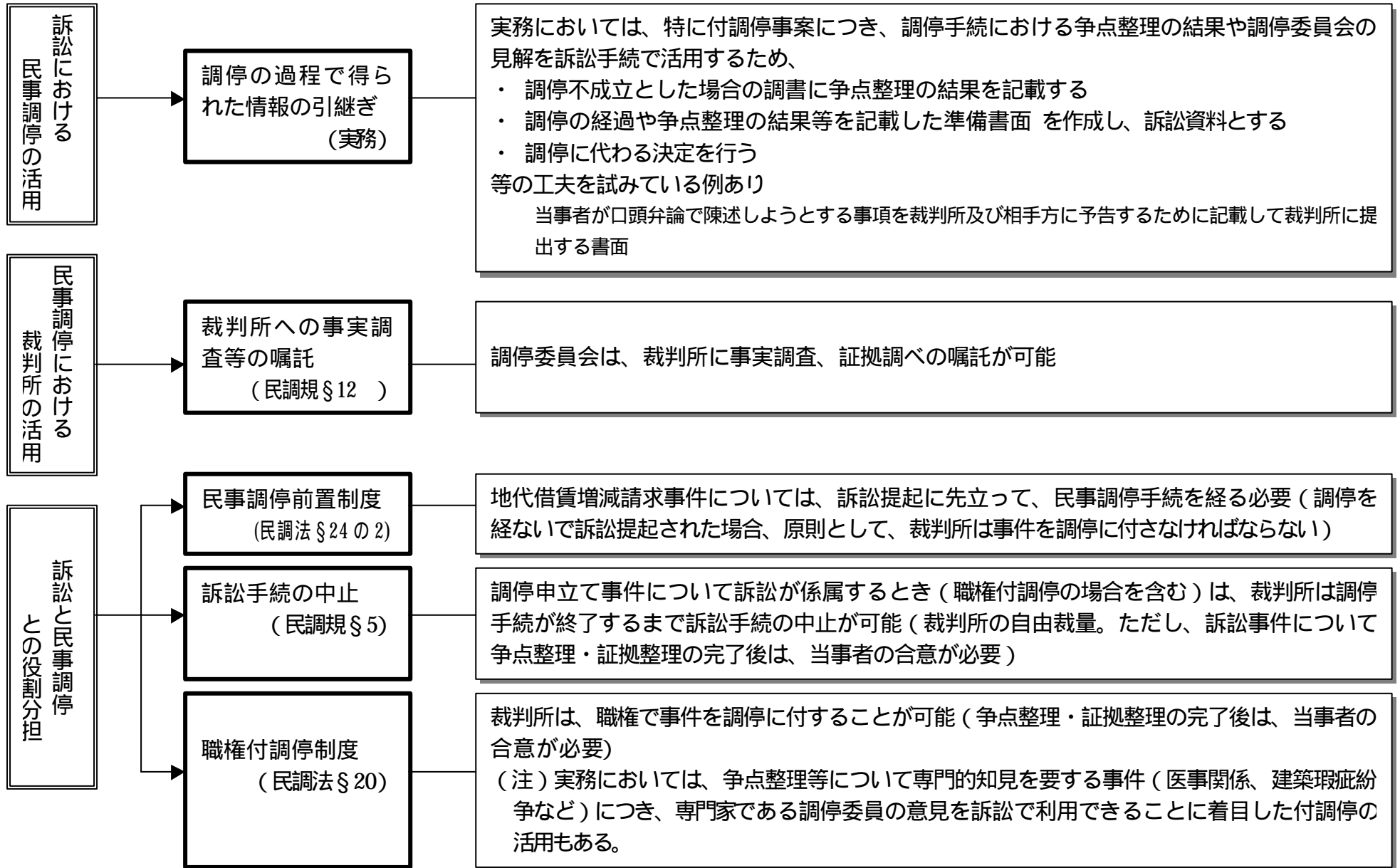
ADR の拡充・活性化のための連携（全体イメージ）



ADR（調整型）と裁判（所）との連携

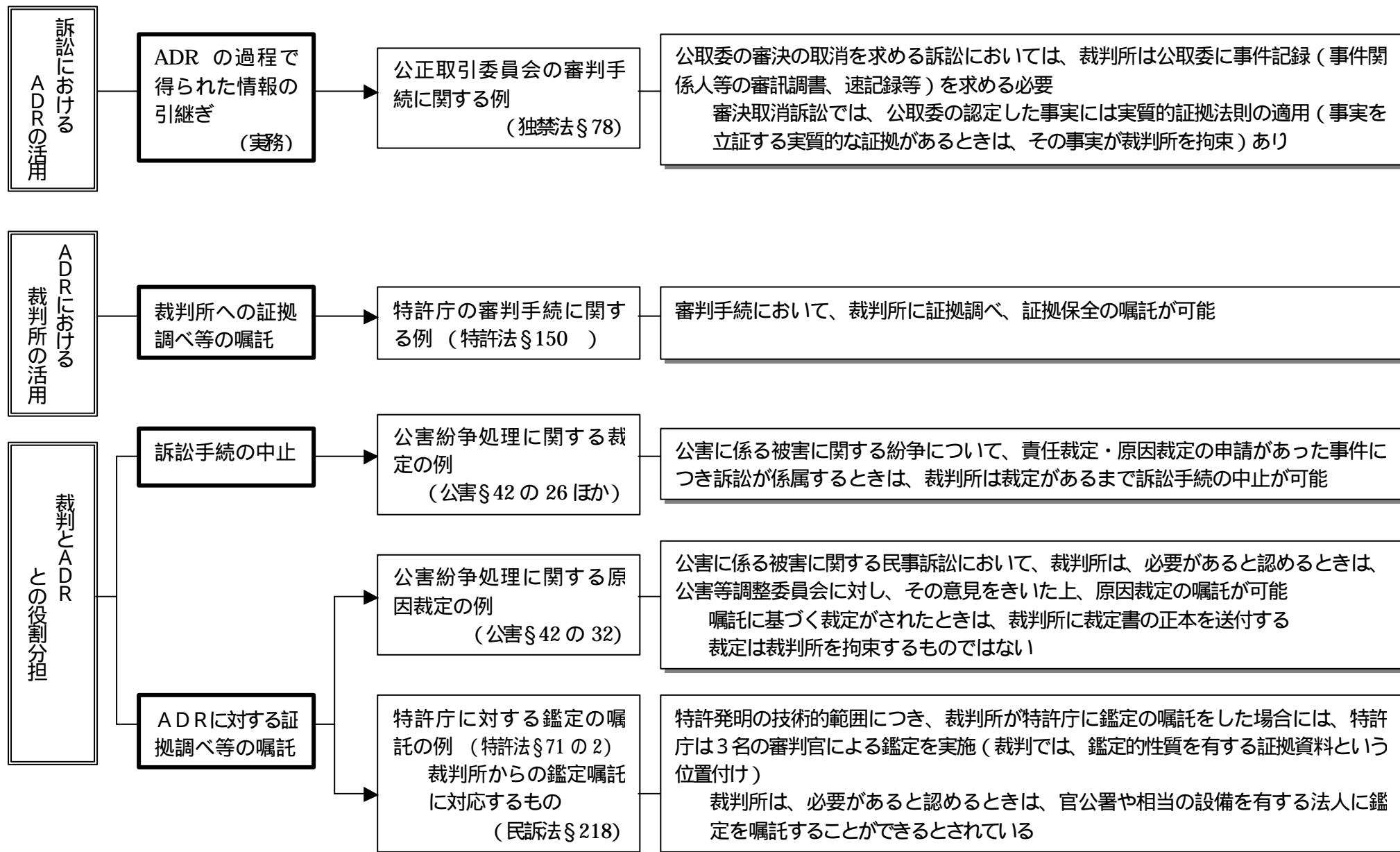


裁判との手続面の連携の現状 ～ 司法型ADR（民事調停の例）～

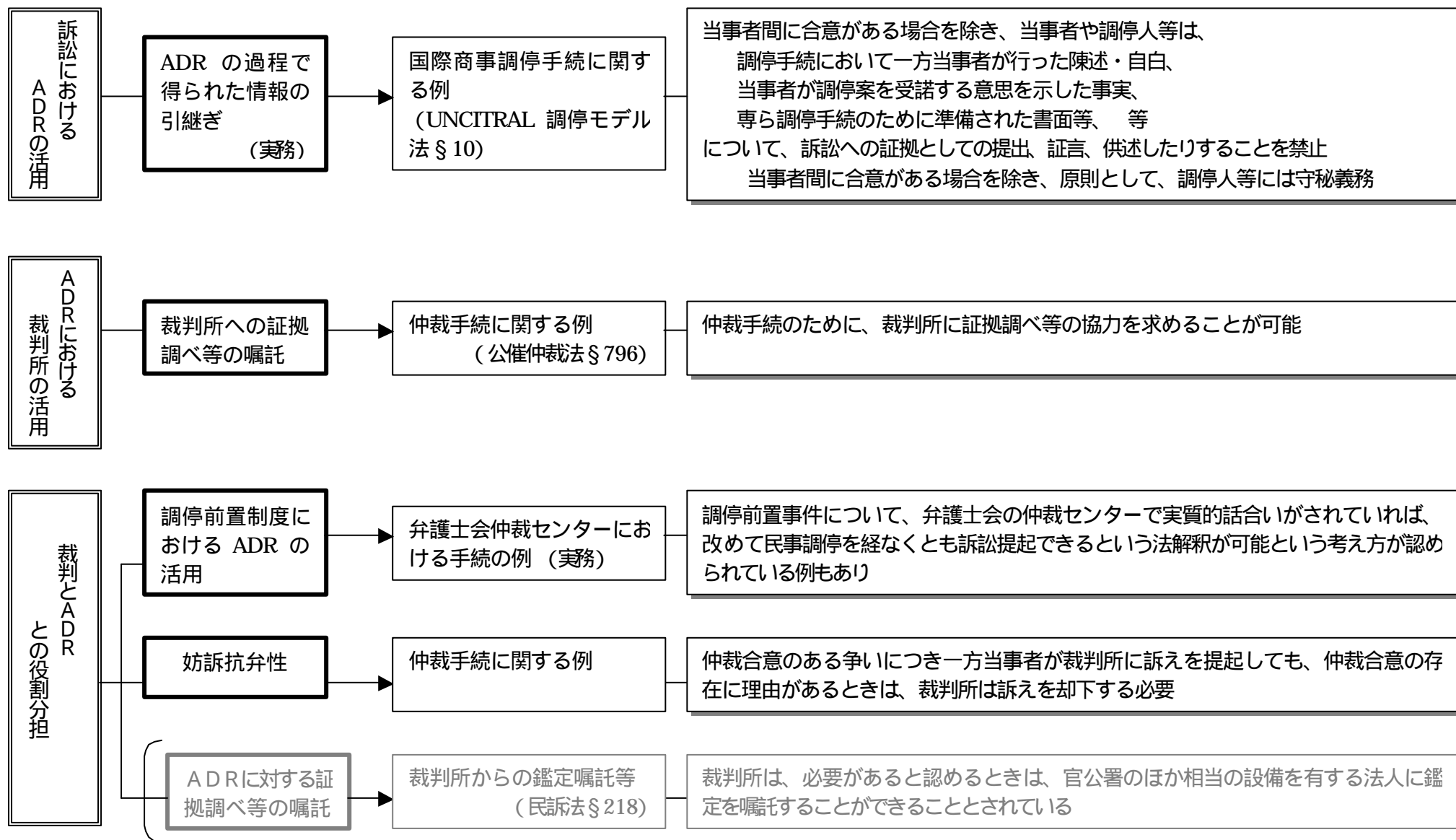


（注）家事調停についても、裁判所への事実調査等の囑託、調停前置、訴訟手続の中止等につき、同様又は類似の制度がある。

裁判（所）との手続面の連携の現状 ~ 行政型ADR（裁断型を含む）の例 ~



裁判（所）との手続面の連携の現状 ～ 民間型 ADR（裁断型を含む）の例～



(注) UNCITRAL 調停モデル法の適用対象は民間型 ADR に限定されるものではない。また、仲裁手続に関するものは行政型 ADR において仲裁が行われる場合にも適用される。

裁判手続との連携のニーズ

ADR機関の意見 ～「民間ADRに対するアンケート調査」より

< 制度基盤の整備を行う場合に裁判手続との連携が最も必要と考える者の割合（複数回答） >

（ ）内の数字は、何らかの法制上の手当てが必要と回答した機関のみを対象とした計数

ADR手続における裁判手続の利用に関する制度整備¹

意見書において「ADRの全部又は一部について裁判手続を利用」するための手続整備を具体的に検討すべきと提言された部分に相当。

- ・ 回収機関63機関全体の中では25%（48機関の中では33%）が、ADRの拡充・活性化のためにはADR手続における裁判手続の利用が最も必要であると回答。

（参考）

- ・ ADRが扱う紛争分野により意見に差があるかという観点から回答機関を区分して見ると、「紛争全般を取り扱う機関」12機関の中では50%（12機関・50%）、「特定分野の紛争を取り扱う機関」51機関の中では20%（36機関・28%）が、ADR手続における裁判手続の利用が最も必要であると回答。
- ・ ADRが提供する紛争解決方法により意見に差があるかという観点から回答機関を区分して見ると、「相談・苦情処理のみを実施する機関」12機関の中では17%（7機関・29%）、「あっせんを行っている機関」16機関の中では13%（14機関・14%）、「仲裁又は調停まで実施する機関」33機関の中では33%（26機関・42%）が、ADR手続における裁判手続の利用が最も必要であると回答。

裁判手続からADR手続への移行

意見書において「逆の移行（＝裁判手続からADRへの移行）を円滑にする」ための手続整備を具体的に検討すべきと提言された部分に相当。

- ・ 回収機関63機関全体の中では24%（48機関の中では31%）が、ADRの拡充・活性化のためには裁判手続からADR手続への移行が最も必要であると回答。

（参考）

- ・ ADRが扱う紛争分野により意見に差があるかという観点から回答機関を区分して見ると、「紛争全般を取り扱う機関」12機関の中では50%（12機関・50%）、「特定分野の紛争を取り扱う機関」51機関の中では18%（36機関・25%）が、裁判手続からADR手続への移行が最も必要であると回答。
- ・ ADRが提供する紛争解決方法により意見に差があるかという観点から回答機関を区分して見ると、「相談・苦情処理のみを実施する機関」12機関の中では17%（7機関・29%）、「あっせんを行っている機関」16機関の中では13%（14機関・14%）、「仲裁又は調停まで実施する機関」33機関の中では30%（26機関・38%）が、裁判手続からADR手続への移行が最も必要であると回答。

< 裁判手続との連携に関する意見 >

「民間ADRに対するアンケート調査」においては、

ADR手続における裁判手続の利用に関し、裁判所の協力を得て証拠調べを行うことや、ADRの結果を裁判に引き継ぐことなどについて、

裁判からADRへの移行を円滑にするための手続を整備することに関し、当事者間の話し合いによる解決が望ましい事件などを裁判所からADRへ回付すること、調停前置とされている場合に民間ADRに民事調停との代替性を持たせることや、裁判所における争点整理や証拠整理をADRに囑託することなどについて、

ADR機関の意見（問題点、具体的なニーズなど）を聞いた。

以下は、アンケートで寄せられた主な意見を、「訴訟におけるADRの活用」、「ADRにおける裁判所の活用」及び「ADRと裁判・民事調停との役割分担」の各項目に分類、整理したものである。

訴訟におけるADRの活用

（必要とする意見）

- ・ ADRにおける主張整理や証拠調べの結果を裁判所手続に引き継ぐことは、ADRにおけるこれまでの審理手続を活かすことができ、裁判の迅速化につながる。
- ・ 一定の要件を満たすADR機関については、事実認定に拘束力を持たせることがあってもよいと思われる。

（不要とする意見・慎重に検討すべきとする意見）

- ・ ADR手続では主張整理や証拠の提出が十分でないことがあり得るため、訴訟でも拘束力を持つとするならば、当事者の権利保障にかけおそれがあるのではないか。
- ・ 裁判手続の一部としての機能を担うことになると、さまざまな制約が予想され、「迅速かつ柔軟な解決」が阻害されるおそれがあるのではないか。

ADRにおける裁判所の活用

(必要とする意見)

- ・ ADR手続において証拠調べや鑑定が必要がある場合には、裁判所の手続を利用することを検討すべきである。

(不要とする意見・慎重に検討すべきとする意見)

- ・ ADRが基本的に裁判外での手続であることを想定・希望して、あえて裁判を選択せずに、ADR手続が開始されたとすれば、裁判所の関与をどこまで認めるべきかという点について検討する必要がある。

ADRと裁判・民事調停との役割分担

(必要とする意見)

- ・ 裁判所から囑託を受けて争点整理、証拠整理等に活用されるよう希望する。
- ・ 手続の簡略化、事件の早期解決のためにも、ADRに調停前置の代替性を持たせることは必要である。

(不要とする意見・慎重に検討すべきとする意見)

- ・ ADRを裁判手続の一手段とし、案件によって振り分けるという考え方であるとすれば、国民の裁判を受ける権利の制限になりかねない。
- ・ ADRが裁判所の単なる「下請け」機関とならないように、各ADRの特性を活かしたものでなくてはならない。
- ・ 両当事者の同意を条件とすれば、裁判所からADRへ事件を回付してもよいと思われるが、裁判所が職権で回付することは避けるべきである。
- ・ ADRが役割を担うためには、ADR機関の職員に対して、十分な研修による知識の習得と個々の能力アップが必要である。
- ・ 裁判所との連携に関して、訴訟費用（印紙代）の負担、ADR手数料の負担を相互に工夫できる規定を検討すべきである。

(参考)

事務局において、別途、行政型ADRに対してヒアリング調査を行ったところ、

- ・ ADRにおける結果を裁判に引き継ぐことについては、効率的な運営が期待できる一方で、ADRでは厳密な事実認定を行っていないなどの問題点があるとする意見
- ・ 裁判所からADRに事件を回付するなどの仕組みは考慮に値するものの、受け皿としてのADRの体制を十分に確保することが前提であるとする意見

などがあった。

ユーザーの意見（検討会におけるヒアリングより）

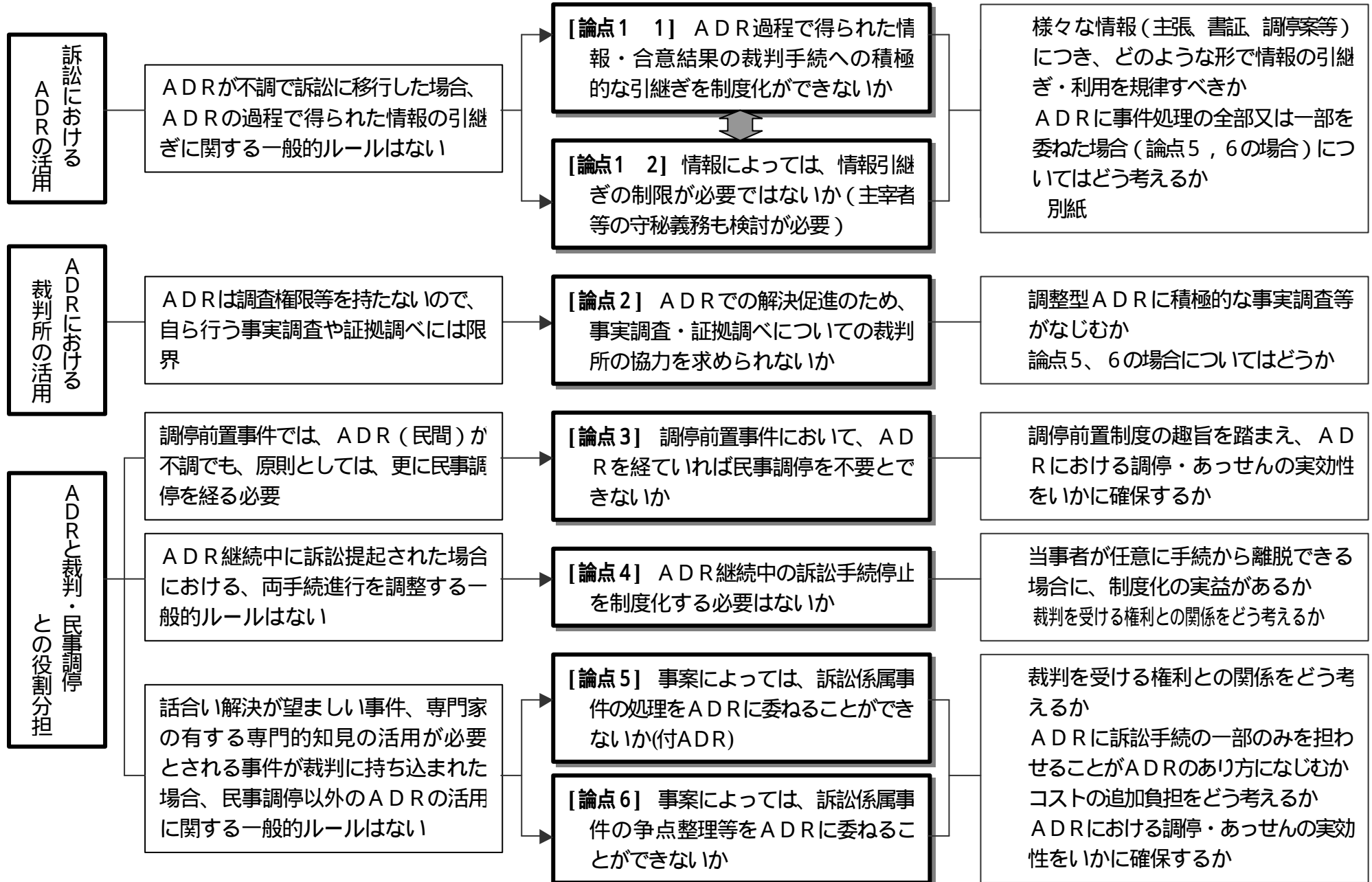
- ・ 裁判手続との連携を制度化するためには、主にADR側に一層の体制整備が求められるものと思われるが、簡易・迅速・廉価な紛争処理手続を有する民間型ADRの長所を保つことにも考慮する必要がある。

ADR（調整型）と裁判（所）との手続面の制度的連携 ～考えられるオプション～

< 現 状 >

< 論 点 >

< 留 意 点 >



(別紙) ADR の過程で得られた情報の引継ぎ

論点 1 - 1 積極的な情報の引継ぎの制度化

論点 1 - 2 情報引継ぎの制限の明確化

情報引継ぎルールの整備が必要

< 基本的考え方 >

ADRにおける交渉の成果を活用するためには、ADRの過程の情報が訴訟の場に、記録等として積極的に引き継がれる制度的仕組みを整えることが有効ではないか

< ルール化のイメージ >

一定のADRについては、訴えが提起された場合、ADRが裁判所へ事件記録を送付するなどADRでの交渉の成果を引き継ぐこととする
ADRが認定した事実への実質的証拠法則の適用も併せて検討

< 基本的考え方 >

当事者からの申出による事件記録の証拠提出は現状でも可能であり、それで十分ではないか

情報引継ぎルールの整備は不要

積極的な引継ぎの対象とすべきか、引継ぎ制限の対象とすべきかは、情報の種類にもよる

< 基本的考え方 >

ADRにおいて和解をより形成しやすくするためには、当事者にADRの過程の情報がその意思に反して訴訟に出されないという保障を与えることが有効ではないか

< ルール化のイメージ >

一定の情報については、あらかじめ当事者間で合意のある場合のみ、訴訟での利用を可能とする(原則禁止)
主宰者等の守秘義務・証言拒絶権規定や、情報の証拠能力の否定・訴訟における主張禁止による担保も併せて検討

< 基本的考え方 >

あらかじめ当事者間で証拠制限契約を結んでいない限り、訴訟での利用を可能とすることで十分ではないか(原則自由)